

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

広島県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 広島県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

広島県の農業用ため池は、瀬戸内海式気候に位置し年間降水量が少ないという気象条件に加え、農業用水として利用できる大きな河川が少なく農地の多くが山地に囲まれた狭隘な谷間に細長く広がっている地形から、農業生産に不可欠な用水源として農地の上流部などに築堤されてきた。この多くは、江戸時代以前に築造されており、その数は、全国で2番目に多い16,512箇所（令和6年5月時点）となっている。また、農業用ため池は、地域の農業を支える貴重な水源であるとともに、降雨時の洪水調節、動物や植物が生育する場や人々に安らぎを与えてくれる空間を提供するなど、多面的な機能も併せて発揮しながら日々の生活と深く結びつき暮らしを支えてきた。

一方、水稻の作付面積の減少により農地が利用されなくなるなど農業を取り巻く環境は大きく変化してきており、それに伴い利用されなくなる農業用ため池も増えている。また、利用者の減少と高齢化の進行により、農業用ため池の管理が行き届かなくなるなどの問題も顕在化してきている。さらには、農業用ため池の下流域の開発と混住化が進む中で、非農家も含めて防災・減災対策を考える必要性も高まっている。

こうした中、平成30年7月豪雨では、短時間に県内の広範囲で、これまで経験したことがない大量の降雨があったことから、防災重点ため池であるかどうかによらず、堤体の決壊や損壊等による下流への被害が発生した。これらの農業用ため池の中には、管理が行き届かず、堤体に木が生えることなどにより構造的な安定性が低下していたり、降雨による急激な水位上昇が引き金となって決壊したケースも見受けられた。

このため、防災重点農業用ため池については、迅速な避難行動につなげるため、地域の方々へわかりやすく防災情報を発信するとともに、農業用水として利用するため池は、管理体制を確保することに加えて、ため池の劣化などの状態や決壊した場合の被害の大きさを考慮したうえで計画的に防災工事（補強）を推進していく。また、農業用水として利用しなくなったため池は、落水による低水位管理を行うことで当面の安全性を確保しながら、ため池の堤体を開削し貯水機能をなくす防災工事（廃止）を推進する。また、流域のあらゆる主体が連携した治水対策が重要となっていることから、改修を行うため池での低水位管理や、利用しなくなったため池を廃止する際に地域の実態を踏まえつつ貯水機能の廃止ではなく雨水貯留施設へ転換する対策工事を行うことなども検討する。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 広島県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

農業利用している全ての防災重点農業用ため池の劣化状況を早期に把握し、防災工事に着手すべき箇所を把握する必要があることから、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下、「ため池工事特措法」という。）の有効期間の前半（令和7年度まで）に、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も考慮しながら、計画的に劣化状況評価を実施する。また、経年変化も考慮し後期（令和8年度以降）に再度、劣化状況を把握する。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 93 箇所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 0 箇所

(2) 経過観察（パトロール）

劣化状況評価の結果、直ちに防災工事へ着手する必要はないものの、変状等の劣化が進行することが懸念されると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 別表2のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行し不測の事態が生じる恐れがあることから、防災工事が完了したものも含め定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回／1年

イ 定期点検を行う者：管理者

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

農業利用している全ての防災重点農業用ため池については、豪雨耐性評価を、ため池工事特措法の有効期間の前半（令和7年度まで）に、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえながら劣化状況評価と併せて実施する。また、地震耐性評価は、豪雨耐性評価により健全度が低いと判定された箇所（部分改修対象候補）のうち歩行不可能区域内に避難所などがある箇所等において実施する。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 14 箇所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件

地震耐性評価を優先的に実施する箇所は、基本指針第3の2（1）①及び②に規定するものとする。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く）の推進計画

引き続き、農業用水として利用する防災重点農業用ため池については、劣化状況や決壊した場合の影響度を踏まえ、計画的に防災工事（補強）を実施する。

ア 前期に防災工事（補強）を行う防災重点農業用ため池： 32 箇所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

（２）防災工事（廃止工事）の推進計画

農業用水として利用しなくなった防災重点農業用ため池については、劣化状況や決壊した場合の影響度を踏まえ、計画的に防災工事（廃止）を実施する。なお、廃止にあたっては、貯留機能を廃止することによる下流への影響へも配慮しながら推進する。

ア 前期に防災工事（廃止工事）※を行う防災重点農業用ため池： 68 箇所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表２のとおり

※防災工事（廃止）：貯水機能を廃止する工事で、雨水貯留施設への転換を除く

（３）防災工事の実施にあたって配慮すべき事項

防災工事の実施にあたっては、自然環境の保全、良好な景観の維持、文化の継承等に配慮しながら推進することとする。

ア 流域治水の取組の検討

流域のあらゆる主体が連携した治水対策が重要となっていることから、改修を行うため池において管理者の協力の下で低水位管理を行うことや、利用しなくなったため池を廃止する際に地域の実態を踏まえつつ貯水機能の廃止ではなく雨水貯留施設へ転換する対策工事を行うことなども検討する。

イ 文化財保護担当部局との調整

文化財保護法の規定に基づき、史跡・名勝等への指定、重要文化的景観の構成要素となっているもの、史跡名勝天然記念物等の指定地内に存する防災重点農業用ため池において防災工事を行う場合には、関係部局と連携のもと工法などの検討を行う。

ウ 環境担当部局との調整

絶滅危惧種など希少生物が生息する環境において防災工事を行う場合は、環境との調和への配慮を行う。また、著しい影響を与えることが想定される場合には、必要に応じて関係部局等の意見も聞きながら対策を検討する。

エ 上水道担当部局などとの調整

上水道の貯水池として利用されている箇所や道路として利用されている箇所において防災工事を行う場合には、日常生活への影響も考慮し、具体的な工事内容が明確になった時点で費用分担等に関する協議を行う。

５ 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

（１）防災工事等の実施主体

事業主体は次のとおりとするが、地元調整（廃止における権利関係の整理を含む）や工事における技術的な助言など市町・県の相互の協力の下に進めていくこととする。

ア 劣化状況評価

県が実施する。

イ 地震・豪雨耐性評価

（ア）防災重点農業用ため池の豪雨耐性評価については、県が実施する。

（イ）防災重点農業用ため池の地震耐性評価については、県が実施する。ただし、補強工事における実施設計と併せて地震耐性評価を行う場合には、事業主体（県、市町、土地改良区等）が実施する。

ウ 防災工事

工事の緊急性や工事監理における技術的な対応等を総合的に勘案し、事業主体を定める。

(2) 技術指導の内容

防災重点農業用ため池については、防災工事へ直ちに着手する必要はない場合でも、立地条件や管理の状況により、劣化が急激に進行していく恐れがあることから、「広島県ため池支援センター」を設置し、ため池の状態を把握しながら、管理者による適正な管理に向けた技術的な指導などを行っていく。

ア 経過観察（パトロール）及び適正管理のための指導助言

ため池の劣化診断評価などから、経過観察が必要であるため池については、ため池支援センター等が管理者と状況確認を行い継続して点検すべき事項や点検手法などの指導や助言を行い管理者からの相談に対応する。

イ 管理者が不在のため池の経過観察（パトロール）

管理者が不在のため池のうち経過観察が必要な箇所については、ため池支援センター等が状況を把握する。

ウ 適正管理の啓発

防災重点農業用ため池の管理者に対して、広報誌の配布や研修会の開催等により適正管理に必要な情報提供と管理の実施を啓発する。

エ 市町職員の技術支援

豪雨や地震発生後に市町の職員が、管理者への指導など適切な対応ができるよう研修会等を開催する。

(3) 情報共有及び連携の方法

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく適正な管理及び保全に必要な措置、並びに「ため池工事特措法」に基づく防災工事などの対策を、県、市町、土地改良連合会など関係者が情報共有し、役割分担を明確にしながら連携・協力のもとに、集中的かつ計画的に推進していくため「広島県ため池総合対策推進協議会」を設置する。

6 その他防災工事等の推進に必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事に着手するまでの間、あるいは、直ちに防災工事へ着手する必要はないものの、劣化などが進行することが懸念されると判断された防災重点農業用ため池については、市町や管理者等が応急的な防災対策等により、決壊リスクの軽減を図る。

(応急的な防災対策の例)

- ・低水位管理のための洪水吐スリットの設置や取水施設の補修
- ・漏水を拡大させないための止水措置
- ・堤体の浸食・陥没等の補修
- ・洪水吐等の破損箇所（クラック等）の補修
- ・利用しなくなったため池におけるゲートの解放 等

また、地震又は豪雨により決壊のリスクが生じた場合には、管理者と連携しながら速やかに貯水位の低下を図るなどの対策を講じる。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

水位計や監視カメラなどは、ため池の決壊リスクを早急に把握するうえで有効な手段であることから、ため池の立地及び管理者や市町の意向も踏まえながら活用も検討する。